

第2号議案

電力広域的運営推進機関第二事務所の入居工事における工事区分の変更について (案)

豊洲事務所の狭隘化の解消やアクセス利便性等の向上を目的として開設する第二事務所の貸室定期賃貸借契約は、第309回理事会第2号議案（電力広域的運営推進機関第二事務所の賃貸借の契約締結等について）及び第330回第2号議案（電力広域的運営推進機関第二事務所の増床を目的とした貸室定期賃貸借契約の締結について）にて決議され、日本ビルファンド投資法人を契約先（賃貸人）として締結し、グラントウキョウサウスタワー7階を賃借している。

現在、入居工事を実施しているが、貸室定期賃貸借契約及び貸方基準書で定められている工事区分を見直す必要が生じたため、日本ビルファンド投資法人と、入居工事にかかる工事区分変更の覚書を締結するもの。

以上

添付資料

別紙1：入居工事にかかる工事区分変更の覚書

別紙2：B工事設計図記載分・設備工事

別紙3：貸室定期賃貸借契約書（2021年9月2日付締結）

別紙4：貸室定期賃貸借契約書（2022年1月28日付締結）

別紙5：貸方基準書（抜粋）

※別紙1，別紙2，別紙3，別紙4及び別紙5は「会計・調達業務の細則に関する規程」第24条（契約の公表）の規定に基づき、契約先が同意していないため、非公表とする。